

インフルエンザでの欠勤による賃金の支払いは？

いつもお世話になっております。

まだまだ寒さが厳しく、インフルエンザが猛威を振っていますね(>_
 という中で、今回は「インフルエンザでの欠勤による賃金の支払いは
 どうなるか？」について取り上げたいと思います。

～従業員から「伝染病で休まざるを得ないのに」と言われ～
 ～家族がインフルエンザで療養中と連絡が入ったら休ませるべきか？～
 等々、悩まれるケースがあると思います。

基本的には、ノーワーク・ノーペイの原則に基づき、賃金の支払い義務はありませんが、以下の点に注意して下さい。

- ① 医師等の診断による指導により労働者が休業する場合
 ⇨ 医師の診断のもと就業を禁止するので「使用者の責めに帰すべき事由による休業」には当たりませんので休業手当（最低60%の賃金）を支払う必要はありません。
- ② インフルエンザの疑いがあるため休業させる場合
 ⇨ 従業員が自主的に休暇申請をして休暇を取る場合は賃金の支払いは必要ありませんが、医師の判断によらず使用者の判断で休暇を取らせる場合は休業手当を支払う必要があります。

最後に... 賃金の支払いや休暇の申請に悩んだら、まずは年次有給休暇を取ってもらうことが使用者と従業員両者の満足が得られる運用方法かと思われま

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。